

令和 8 年 9 月 富山市議会定例会議案

目 次

議案第156号	令和8年度富山市一般会計補正予算（第3号）	1 頁
議案第157号	令和8年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	2 5
議案第158号	令和8年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計補正予算（ 第2号）	3 1
議案第159号	令和8年度富山市水道事業会計補正予算（第1号）	3 7
議案第160号	富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定 の件	3 9
議案第161号	富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	4 4
議案第162号	富山市保健所条例の一部を改正する条例制定の件	5 0
議案第163号	富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正 する条例制定の件	5 2
議案第164号	富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例制定の件	5 3
議案第165号	富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例制定の件	5 4
議案第166号	富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例制定の件	5 5
議案第167号	富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定 の件	5 6
議案第168号	富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の 要件を定める条例の一部を改正する条例制定の件	5 7
議案第169号	富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件	5 8
議案第170号	富山市公共交通活性化事業基金条例制定の件	5 9
議案第171号	富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の 件	6 1
議案第172号	工事請負契約締結の件（旧八人町小学校・幼稚園解体工事）	6 2

議案第 1 7 3 号	工事請負契約締結の件（熊野小学校長寿命化改良（その 2）工事）……………	6 3
議案第 1 7 4 号	特定事業契約締結の件（（仮称）とやまくすりミュージアム整備・運営事業）……………	6 4
議案第 1 7 5 号	公共施設等運営権の設定の件（富山市まちなかアリーナ）…	6 5
議案第 1 7 6 号	財産の無償貸付の件……………	6 6
議案第 1 7 7 号	財産の無償貸付の件……………	6 8
報告第 4 1 号	健全化判断比率及び資金不足比率報告の件……………	7 0
報告第 4 2 号	専決処分報告の件（工事請負変更契約締結の件（富山市婦負斎場解体工事））……………	7 1
報告第 4 3 号	専決処分報告の件（工事請負変更契約締結の件（観光橋塗装塗替（第 2 工区）工事））……………	7 3
報告第 4 4 号	専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）……………	7 5
報告第 4 5 号	専決処分報告の件（損害賠償の額を定める件）……………	7 9
報告第 4 6 号	令和 7 年度富山市一般会計継続費精算報告書……………	8 1
報告第 4 7 号	令和 7 年度富山市公共下水道事業会計継続費精算報告書……	8 5

一般會計

議案第 1 5 6 号

令和 8 年度富山市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度富山市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 4 2 4, 2 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 2, 9 2 5, 8 8 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加及び変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		34,103,874	39,252	34,143,126
	2 国庫補助金	10,570,847	38,215	10,609,062
	3 委託金	101,682	1,037	102,719
15 県支出金		15,536,279	84,868	15,621,147
	2 県補助金	5,830,374	84,868	5,915,242
16 財産収入		1,064,490	12,351	1,076,841
	1 財産運用収入	695,307	12,351	707,658
17 寄附金		353,181	2,000	355,181
	1 寄附金	353,181	2,000	355,181
18 繰入金		2,575,777	705	2,576,482
	2 基金繰入金	2,241,626	705	2,242,331
19 諸収入		4,206,656	410,966	4,617,622
	6 雑入	2,450,467	410,966	2,861,433
20 市債		20,154,900	58,800	20,213,700
	1 市債	20,154,900	58,800	20,213,700
21 繰越金		449,836	1,815,276	2,265,112
	1 繰越金	449,836	1,815,276	2,265,112
歳 入 合 計		200,501,669	2,424,218	202,925,887

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		28,620,748	416,996	29,037,744
	1 総務管理費	13,428,956	205,597	13,634,553
	2 企画費	12,312,823	203,890	12,516,713
	3 徴税費	1,478,971	4,400	1,483,371
	6 防災費	335,604	3,109	338,713
3 民生費		77,287,585	88,892	77,376,477
	1 社会福祉費	34,077,539	74,517	34,152,056
	2 児童福祉費	37,312,298	14,375	37,326,673
4 衛生費		12,928,518	21,025	12,949,543
	2 環境衛生費	6,710,850	21,025	6,731,875
5 労働費		729,502	3,182	732,684
	1 労働諸費	729,502	3,182	732,684
6 農林水産業費		5,437,268	23,911	5,461,179
	1 農業費	2,026,446	2,975	2,029,421
	2 農地費	2,375,132	17,380	2,392,512
	3 林業費	723,282	1,516	724,798
	4 水産業費	312,408	2,040	314,448
7 商工費		4,471,385	18,850	4,490,235
	1 商工費	4,471,385	18,850	4,490,235
8 土木費		25,360,531	1,828,800	27,189,331
	2 道路橋りょう費	6,648,650	20,000	6,668,650
	5 都市計画費	16,335,744	1,808,800	18,144,544
9 消防費		5,826,157	7,968	5,834,125
	1 消防費	5,826,157	7,968	5,834,125
10 教育費		14,380,306	14,594	14,394,900
	1 教育総務費	3,920,016	9,801	3,929,817
	2 小学校費	4,233,004	4,793	4,237,797
歳 出 合 計		200,501,669	2,424,218	202,925,887

第 2 表 継続費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
4 衛生費	2 環境衛生費	公 衆 便 所 維 持 管 理 費 (げんさんの坂公衆トイレ改築工事)	88,338	令和8年度	17,668
				令和9年度	70,670

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	2 企画費	文化施設 整備事業費 (芸術文化ホール(大ホール) 特定天井改修及び大規模改修)	8,780,000	令和7年度	2,195,000	9,049,720	令和7年度	2,195,000
				令和8年度	5,707,000		令和8年度	5,707,000
				令和9年度	878,000		令和9年度	1,147,720
8 土木費	2 道路橋り よう費	橋りよう維持 補修事業費 (小見橋1号架替)	410,000	令和5年度	50,000	430,000	令和5年度	50,000
				令和6年度	110,000		令和6年度	110,000
				令和7年度	200,000		令和7年度	200,000
				令和8年度	50,000		令和8年度	70,000
9 消防費	1 消防費	消防施設 整備事業費 (富山消防署北部出張所)	813,096	令和7年度	318,040	818,486	令和7年度	318,040
				令和8年度	366,576		令和8年度	371,966
				令和9年度	128,480		令和9年度	128,480
10 教育費	2 小学校費	長寿命化対策 事業費 (大久保小学校)	377,131	令和6年度	48,969	381,924	令和6年度	48,969
				令和7年度	318,812		令和7年度	318,812
				令和8年度	9,350		令和8年度	14,143

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
共通仮想基盤用ライセンス使用料	自令和 9 年度至令和 10 年度	1 1 8, 8 0 0
道路パトロール車購入費	自令和 8 年度至令和 9 年度	1 1, 0 0 0
水槽付消防ポンプ自動車購入費	自令和 8 年度至令和 9 年度	6 7, 2 5 3

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
総 務 管 理 費	2,944,900	700	2,945,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	借入れ先の融通 条件による。た だし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、も しくは繰上償還 又は借換えする ことができる。
企 画 費	5,684,100	1,400	5,685,500			
社 会 福 祉 費	174,600	2,300	176,900			
児 童 福 祉 費	1,507,400	12,100	1,519,500			
環 境 衛 生 費	1,375,200	15,900	1,391,100			
農 地 費	459,300	9,900	469,200			
道路橋りょう費	1,640,000	9,000	1,649,000			
消 防 費	790,300	4,000	794,300			
小 学 校 費	214,800	3,500	218,300			

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款14 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費補助金	1,590,794	11,896	1,602,690	1 社会福祉費補助金	11,896	1地域介護・福祉空間整備等交付金 11,896
5 土木費補助金	4,931,042	11,000	4,942,042	1 道路橋りょう費補助金	11,000	1道路メンテナンス事業費補助金 11,000
6 教育費補助金	681,804	4,240	686,044	1 教育総務費補助金	4,240	1給食費負担軽減交付金 4,240
10 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	2,299,073	1,321	2,300,394	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,321	1物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,321
11 地域未来交付金	1,226	7,425	8,651	1 地域未来交付金	7,425	1地域未来交付金・地域未来推進型 7,425
12 地域少子化対策重点推進交付金	10,705	2,333	13,038	1 地域少子化対策重点推進交付金	2,333	1地域少子化対策重点推進交付金 2,333
計	10,570,847	38,215	10,609,062			

款14 国庫支出金 項 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費委託金	85,267	1,037	86,304	1 社会福祉費委託金	1,037	1生活のしづらさなどに関する調査業務委託金 1,037
計	101,682	1,037	102,719			
合計	34,103,874	39,252	34,143,126			

款15 県支出金 項 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費補助金	2,180,368	45,587	2,225,955	1 社会福祉費補助金	45,587	1地域医療介護総合確保対策事業費補助金 45,587
4 農林水産業費補助金	1,023,155	7,286	1,030,441	1 農業費補助金	2,975	1経営体育成支援事業費補助金 2,975
				2 農地費補助金	4,000	1震災対策農業水利施設整備費補助金 4,000
				3 林業費補助金	311	1鳥獣対策事業費補助金 311

款15 県支出金 項 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 土木費補助金	256,712	27,755	284,467	3 都市計画費補助金	27,755	1生活路線運行費補助金 27,755
8 教育費補助金	572,825	4,240	577,065	1 教育総務費補助金	4,240	1学校給食費負担軽減事業費補助金 4,240
計	5,830,374	84,868	5,915,242			

款16 財産収入 項 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 利子及び配当金	414,396	12,351	426,747	1 利子及び配当金	12,351	1土地開発基金運用利子 1,297 2公共交通活性化事業基金運用利子 11,054
計	695,307	12,351	707,658			

款17 寄附金 項 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 農林水産業費寄附金	300	1,000	1,300	1 林業費寄附金	1,000	1鳥獣対策費寄附金 1,000
4 民生費寄附金		1,000	1,000	1 社会福祉費寄附金	1,000	1福祉奨学基金費寄附金 1,000
計	353,181	2,000	355,181			

款18 繰入金 項 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8 福祉奨学基金繰入金	17,480	705	18,185	1 福祉奨学基金繰入金	705	1福祉奨学基金繰入金 705
計	2,241,626	705	2,242,331			

款19 諸収入 項 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雑入	2,446,499	410,966	2,857,465	3 雑入	410,966	1路面電車事業基金廃止に伴う残額 405,160 2その他の雑入 5,806
計	2,450,467	410,966	2,861,433			

款20 市債 項 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	8,629,000	2,100	8,631,100	1 総務管理債	700	1体育施設整備事業債 700
				2 企画債	1,400	1文化施設整備事業債 1,400
2 民生債	1,682,000	14,400	1,696,400	1 社会福祉債	2,300	1養護老人ホーム管理運営事業債 2,300
				2 児童福祉債	12,100	1児童健全育成事業債 3,100 2保育所建設事業債 6,700 3児童養護施設事業債 2,300
3 衛生債	1,379,300	15,900	1,395,200	2 環境衛生債	15,900	1公衆便所整備事業債 15,900
4 農林水産業債	667,100	9,900	677,000	2 農地債	9,900	1小規模土地改良事業債 9,900
6 土木債	5,214,400	9,000	5,223,400	1 道路橋りょう債	9,000	1橋りょう維持補修事業債 9,000
7 消防債	790,300	4,000	794,300	1 消防債	4,000	1消防施設整備事業債 4,000
8 教育債	1,179,800	3,500	1,183,300	2 小学校債	3,500	1小学校長寿命化対策事業債 3,500
計	20,154,900	58,800	20,213,700			

款21 繰越金 項 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	449,836	1,815,276	2,265,112	1 前年度繰越金	1,815,276	1前年度繰越金 1,815,276
計	449,836	1,815,276	2,265,112			

2 歳 出

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	4,922,637	201,297	5,123,934	他 1,297	200,000	24 積立金	201,297	1土地開発基金費 201,297
13 スポーツ振 興費	318,002	3,500	321,502	国 2,333	1,167	12 委託料	3,500	1いきいきスポーツラ イフ事業費 3,500
14 スポーツ施 設費	3,708,031	800	3,708,831	債 700	100	12 委託料	800	1体育施設整備事業費 800
計	13,428,956	205,597	13,634,553	国 2,333 債 700 他 1,297	201,267			

款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 文化振興費	7,648,733	1,600	7,650,333	債 1,400	200	12 委託料	1,600	1富山ガラス工房事業 費 1,600
5 情報管理費	2,133,240	202,290	2,335,530		202,290	12 委託料	3,300	1情報管理事務費 202,290
						13 使用料及び 賃借料	198,990	
計	12,312,823	203,890	12,516,713	債 1,400	202,490			

款 2 総務費 項 3 徴税费

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 賦課徴収費	676,809	4,400	681,209		4,400	12 委託料	4,400	1賦課徴収事務費 4,400
計	1,478,971	4,400	1,483,371		4,400			

款 2 総務費 項 6 防災費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 防災総務費	294,502	3,109	297,611		3,109	10 需用費	500	1防災対策事業費 3,109
						18 負担金補助 及び交付金	2,609	
計	335,604	3,109	338,713		3,109			
合計	28,620,748	416,996	29,037,744	国 2,333 債 2,100 他 1,297	411,266			

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明		
				特定財源	一般財源	区分	金額			
1 社会福祉総務費	2,031,847	1,000	2,032,847	他	1,000	24 積立金	1,000	1福祉奨学基金費	1,000	
2 障害者福祉費	12,763,747	1,037	12,764,784	国	1,037	10 需用費	6	1心身障害者福祉事業費 ・身体障害者福祉事業費	1,037	
						11 役務費	31			
						12 委託料	1,000			
3 老人福祉費	2,132,570	68,585	2,201,155	国 県 他	11,896 45,587 2,643	8,459	11 役務費	11	1老人日常生活用具給付等事業費 2地域密着型サービス等の拠点整備事業費	2,511 66,074
						18 負担金補助及び交付金	63,431			
						19 扶助費	2,500			
						22 償還金利子及び割引料	2,643			
4 養護老人ホーム費	221,604	2,600	224,204	債	2,300	300	12 委託料	2,600	1養護老人ホーム管理運営費	2,600
7 介護保険費	7,008,644	1,295	7,009,939			1,295	27 繰出金	1,295	1介護保険事業特別会計繰出金	1,295
計	34,077,539	74,517	34,152,056	国 県 債 他	12,933 45,587 2,300 3,643	10,054				

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

款 3 民生費		表 2 児童福祉費		(単位 円)				
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 児童福祉総務費	3,558,519	3,700	3,562,219	債 3,100	600	10 需用費	80	1児童健全育成事業費 3,700
						12 委託料	3,500	
						17 備品購入費	120	
3 母子福祉費	3,198,969	705	3,199,674	他 705		19 扶助費	705	1母子等福祉事業費 705
5 保育所費	6,882,996	7,370	6,890,366	債 6,700	670	14 工事請負費	7,370	1保育所建設事業費 7,370
6 児童養護施設費	282,048	2,600	284,648	債 2,300	300	12 委託料	2,600	1児童養護施設事業費 2,600
計	37,312,298	14,375	37,326,673	債 12,100 他 705	1,570			

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
合計	77,287,585	88,892	77,376,477	国 12,933 県 45,587 債 14,400 他 4,348	11,624			

款 4 衛生費 項 2 環境衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
5 生活環境費	660,648	18,924	679,572	債 15,900	3,024	12 委託料	68	1公衆便所維持管理費 18,924
						14 工事請負費	17,600	
						18 負担金補助 及び交付金	1,256	
7 地球温暖化 対策費	162,336	2,101	164,437	他 2,081	20	8 旅費	2,081	1国際展開事業費 2,101
						10 需用費	6	
						11 役務費	14	
計	6,710,850	21,025	6,731,875	債 15,900 他 2,081	3,044			

款 5 労働費 項 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 労働諸費	725,206	2,100	727,306		2,100	18 負担金補助 及び交付金	2,100	1勤労総合福祉センタ ー事業費 2,100
2 職業訓練セ ンター費	4,296	1,082	5,378	他 1,082		24 積立金	1,082	1富山で働き・学ぶ生 き方等応援奨学基金 費 1,082
計	729,502	3,182	732,684	他 1,082	2,100			

款 6 農林水産業費 項 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 農業振興費	599,192	2,975	602,167	県 2,975		18 負担金補助 及び交付金	2,975	1経営体育成支援事業 費 2,975
計	2,026,446	2,975	2,029,421	県 2,975				

款 6 農林水産業費 項 2 農地費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 土地改良費	1,279,038	17,380	1,296,418	県 債 4,000 9,900	3,480	14 工事請負費 18 負担金補助 及び交付金	4,000 13,380	1農業環境対策費 2小規模土地改良事業 費補助金 4,000 13,380
計	2,375,132	17,380	2,392,512	県 債 4,000 9,900	3,480			

款 6 農林水産業費 項 3 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 林業振興費	575,846	1,516	577,362	県 他 311 1,000	205	12 委託料	1,516	1鳥獣対策費 1,516
計	723,282	1,516	724,798	県 他 311 1,000	205			

款 6 農林水産業費 項 4 水産業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 漁港管理費	262,114	2,040	264,154		2,040	12 委託料 14 工事請負費	860 1,180	1漁港管理費 2,040
計	312,408	2,040	314,448		2,040			
合計	5,437,268	23,911	5,461,179	県 債 他 7,286 9,900 1,000	5,725			

款 7 商工費 項 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
6 業振興費	23,428	14,850	38,278	国 7,425	7,425	12 委託料	14,850	1業振興事業費 14,850
11 牛岳温泉ス キー場費	59,439	4,000	63,439		4,000	27 繰出金	4,000	1牛岳温泉スキー場事 業特別会計繰出金 4,000
計	4,471,385	18,850	4,490,235	国 7,425	11,425			

款 8 土木費 項 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
4 橋りょう維 持費	1,991,315	20,000	2,011,315	国 債 11,000 9,000		14 工事請負費	20,000	1橋りょう維持補修事 業費 20,000

款 8 土木費 項 2 道路橋りょう費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	6,648,650	20,000	6,668,650	国 債 11,000 9,000				

款 8 土木費 項 5 都市計画費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
4 公園費	2,065,275	7,000	2,072,275		7,000	11 役務費	300	1公園管理費 5,500 2ファミリーパーク費 1,500
						12 委託料	5,700	
						17 備品購入費	1,000	
7 公共交通対 策費	1,131,076	1,801,800	2,932,876	県 他 27,755 416,214	1,357,831	12 委託料	20,000	1公共交通活性化推進 事業費 20,000
						17 備品購入費	5,720	2生活交通対策事業費 59,866 3路面電車事業費 5,720
						18 負担金補助 及び交付金	59,866	4公共交通活性化事業 基金費 1,716,214
						24 積立金	1,716,214	
計	16,335,744	1,808,800	18,144,544	県 他 27,755 416,214	1,364,831			
合計	25,360,531	1,828,800	27,189,331	国 県 債 他 11,000 27,755 9,000 416,214	1,364,831			

款 9 消防費 項 1 消防費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	4,376,524	199	4,376,723		199	8 旅費	199	1一般事務費 199
2 非常備消防 費	329,426	2,379	331,805		2,379	7 報償費	1,000	1分団運営活動費 2,379
						8 旅費	736	
						12 委託料	300	
						17 備品購入費	343	
3 消防施設費	1,120,207	5,390	1,125,597	債 4,000	1,390	14 工事請負費	5,390	1消防施設整備事業費 5,390
計	5,826,157	7,968	5,834,125	債 4,000	3,968			

款10 教育費 項 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 事務局費	3,018,961	9,801	3,028,762	国 5,561 県 4,240		18 負担金補助 及び交付金	9,801	1学校保健事務費 9,801
計	3,920,016	9,801	3,929,817	国 5,561 県 4,240				

款10 教育費 項 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 学校建設費	559,587	4,793	564,380	債 3,500	1,293	14 工事請負費	4,793	1長寿命化対策事業費 4,793
計	4,233,004	4,793	4,237,797	債 3,500	1,293			
合計	14,380,306	14,594	14,394,900	国 5,561 県 4,240 債 3,500	1,293			

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書の補正

1 当該年度提出に係る分 (追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画				前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳							
					特 定 財 源	一 般 財 源						
4	2	公衆便所維持管理費 (げんさんの坂) 公衆トイレ改築工事	令和8	17,668	地方債 15,900	1,768			17,668	17,668		20.0
			令和9	70,670	地方債 63,600	7,070					70,670	
			計	88,338	地方債 79,500	8,838			17,668	17,668	70,670	20.0

2 過年度議決済に係る分（変更）

（単位 千円）

款	項	事業名		全 体 計 画				前前年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)	
				年度	年割額	左 の 財 源 内 訳								
						特 定 財 源	一 般 財 源							
2	2	文化施設整備事業費 芸術文化ホール（大ホール） 特定天井改修及び大規模改修	補正前の額	令和7	2,195,000	地方債 1,951,000 その他 40,000	204,000		2,195,000		2,195,000		25.0	
			補正額											
			補正後の額		2,195,000	地方債 1,951,000 その他 40,000	204,000		2,195,000		2,195,000		24.2	
			補正前の額	令和8	5,707,000	地方債 5,086,200	620,800			5,707,000	5,707,000		65.0	
			補正額											
			補正後の額		5,707,000	地方債 5,086,200	620,800			5,707,000	5,707,000		63.1	
			補正前の額	令和9	878,000	地方債 767,000	111,000					878,000		
			補正額		269,720	地方債 248,000	21,720					269,720		
			補正後の額		1,147,720	地方債 1,015,000	132,720					1,147,720		
			補正前の額	計	8,780,000	地方債 7,804,200 その他 40,000	935,800		2,195,000	5,707,000	7,902,000	878,000	90.0	
			補正額		269,720	地方債 248,000	21,720					269,720		
			補正後の額		9,049,720	地方債 8,052,200 その他 40,000	957,520		2,195,000	5,707,000	7,902,000	1,147,720	87.3	

(単位 千円)

款	項	事業名		全 体 計 画				前前年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)
				年度	年割額	左 の 財 源 内 訳							
						特 定 財 源	一 般 財 源						
8	2	土 道 路 橋 木 り 橋 小 架 維 持 業 務 補 費 費 費	補正前の額	令和5	50,000	国（県）支出金 27,500 地方債 22,500			50,000		50,000		12.2
			補正額										
			補正後の額		50,000	国（県）支出金 27,500 地方債 22,500		50,000		50,000		11.6	
			補正前の額	令和6	110,000	国（県）支出金 60,500 地方債 49,500			110,000		110,000		26.8
			補正額										
			補正後の額		110,000	国（県）支出金 60,500 地方債 49,500		110,000		110,000		25.6	
			補正前の額	令和7	200,000	国（県）支出金 110,000 地方債 90,000			200,000		200,000		48.8
			補正額										
			補正後の額		200,000	国（県）支出金 110,000 地方債 90,000		200,000		200,000		46.5	
			補正前の額	令和8	50,000	国（県）支出金 27,500 地方債 22,500				50,000	50,000		12.2
			補正額		20,000	国（県）支出金 11,000 地方債 9,000				20,000	20,000		
			補正後の額		70,000	国（県）支出金 38,500 地方債 31,500				70,000	70,000		16.3
			補正前の額	計	410,000	国（県）支出金 225,500 地方債 184,500			360,000	50,000	410,000		100.0
			補正額		20,000	国（県）支出金 11,000 地方債 9,000				20,000	20,000		
			補正後の額		430,000	国（県）支出金 236,500 地方債 193,500			360,000	70,000	430,000		100.0

(単位 千円)														
款	項	事業名		全 体 計 画				前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)	
				年度	年割額	左 の 財 源 内 訳								
						特 定 財 源	一 般 財 源							
9	1	消 防 施 設 費 〔整備事業費 富山消防署出張所〕	補正前の額	令和7	318,040	地方債 318,000	40		318,040		318,040		39.1	
			補正額											
			補正後の額		318,040	地方債 318,000	40		318,040		318,040		38.9	
			補正前の額	令和8	366,576	地方債 274,900	91,676			366,576	366,576		45.1	
			補正額		5,390	地方債 4,000	1,390			5,390	5,390			
			補正後の額		371,966	地方債 278,900	93,066			371,966	371,966		45.4	
			補正前の額	令和9	128,480	地方債 96,300	32,180					128,480		
			補正額											
			補正後の額		128,480	地方債 96,300	32,180					128,480		
			補正前の額	計	813,096	地方債 689,200	123,896		318,040	366,576	684,616	128,480	84.2	
			補正額		5,390	地方債 4,000	1,390			5,390	5,390			
			補正後の額		818,486	地方債 693,200	125,286		318,040	371,966	690,006	128,480	84.3	

(単位 千円)													
款	項	事業名		全 体 計 画				前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)
				年度	年割額	左 の 財 源 内 訳							
						特 定 財 源	一 般 財 源						
10 教 育 費	2 小 学 校 費	長 寿 命 化 対 策 事 業 費 〔大久保小学校〕	補正前の額	令和6	48,969	国(県)支出金 7,039 地方債 37,000	4,930		48,969		48,969		13.0
			補正額										
			補正後の額		48,969	国(県)支出金 7,039 地方債 37,000	4,930		48,969		48,969		12.8
			補正前の額	令和7	318,812	国(県)支出金 45,653 地方債 243,000	30,159		318,812	318,812		84.5	
			補正額										
			補正後の額		318,812	国(県)支出金 45,653 地方債 243,000	30,159		318,812	318,812		83.5	
			補正前の額	令和8	9,350		9,350		9,350	9,350		2.5	
			補正額		4,793	地方債 3,500	1,293		4,793	4,793			
			補正後の額		14,143	地方債 3,500	10,643		14,143	14,143		3.7	
			補正前の額	計	377,131	国(県)支出金 52,692 地方債 280,000	44,439		48,969	328,162	377,131		100.0
			補正額		4,793	地方債 3,500	1,293		4,793	4,793			
			補正後の額		381,924	国(県)支出金 52,692 地方債 283,500	45,732		48,969	332,955	381,924		100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

当該年度提出に係る分（追加）

（単位 千円）

事 項	限度額	7年度末までの 支出（見込）額		8年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
共通仮想基盤用ラ イセンス使用料 （令和8年度分）	118,800			令和9年度 ～ 令和10年度	118,800		118,800
道路パトロール車 購入費 （令和8年度分）	11,000			令和8年度 ～ 令和9年度	11,000		11,000
水槽付消防ポンプ 自動車購入費 （令和8年度分）	67,253			令和8年度 ～ 令和9年度	67,253	債 65,500	1,753

地方債の現在高の見込みに関する調書の補正

(単位 千円)

区 分	8 年度中増減見込み			8 年度末現在高見込額		
	8 年度中起債見込額					
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補 正 後 の 額
1 普 通 債	19,744,400	58,800	19,803,200	152,493,193	58,800	152,551,993
(1)土 木	5,086,200	9,000	5,095,200	53,697,925	9,000	53,706,925
(2)農林水産	667,100	9,900	677,000	6,290,010	9,900	6,299,910
(3)教 育	1,179,800	3,500	1,183,300	42,787,302	3,500	42,790,802
(5)消 防	790,300	4,000	794,300	4,744,534	4,000	4,748,534
(6)衛 生	1,379,300	15,900	1,395,200	5,764,988	15,900	5,780,888
(7)民 生	1,682,000	14,400	1,696,400	8,257,474	14,400	8,271,874
(8)そ の 他	8,831,500	2,100	8,833,600	28,365,919	2,100	28,368,019
合 計	20,154,900	58,800	20,213,700	214,118,849	58,800	214,177,649

介護保険事業特別会計

議案第 1 5 7 号

令和 8 年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度富山市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 6 4 , 1 1 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7 , 7 3 4 , 3 9 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		7,722,546	364,119	8,086,665
	1 一般会計繰入金	7,008,644	1,295	7,009,939
	2 基金繰入金	713,902	362,824	1,076,726
歳 入 合 計		47,370,279	364,119	47,734,398

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		829,617	1,295	830,912
	3 介護認定審査会費	399,616	1,295	400,911
5 諸支出金		177,203	362,824	540,027
	1 償還金及び還付加算金	20,150	362,824	382,974
歳 出 合 計		47,370,279	364,119	47,734,398

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 7 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 その他一般会計繰入金	824,531	1,295	825,826	2 事務費繰入金	1,295	1事務費繰入金 1,295
計	7,008,644	1,295	7,009,939			

款 7 繰入金 項 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費準備基金繰入金	713,902	362,824	1,076,726	1 介護給付費準備基金繰入金	362,824	1介護給付費準備基金繰入金 362,824
計	713,902	362,824	1,076,726			
合計	7,722,546	364,119	8,086,665			

2 歳 出

款 1 総務費 項 3 介護認定審査会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 介護認定審査会費	74,882	1,295	76,177	他 1,295		13 使用料及び賃借料	1,295	1介護認定審査会事業費 1,295
計	399,616	1,295	400,911	他 1,295				

款 5 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 償還金		362,824	362,824	他 362,824		22 償還金利子及び割引料	362,824	1償還金 362,824
計	20,150	362,824	382,974	他 362,824				

牛岳温泉スキー場事業特別会計

議案第 1 5 8 号

令和 8 年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度富山市の牛岳温泉スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 7, 9 6 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		59,439	4,000	63,439
	1 一般会計繰入金	59,439	4,000	63,439
歳 入 合 計		203,961	4,000	207,961

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 スキー場事業費		173,792	4,000	177,792
	1 スキー場事業費	173,792	4,000	177,792
歳 出 合 計		203,961	4,000	207,961

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰 入金	59,439	4,000	63,439	1 一般会計繰 入金	4,000	1一般会計繰入金 4,000
計	59,439	4,000	63,439			

2 歳 出

款 1 スキー場事業費 項 1 スキー場事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 管理運営費	129,942	4,000	133,942	他 4,000		10 需用費	3,000	1管理運営費 4,000
						17 備品購入費	1,000	
計	173,792	4,000	177,792	他 4,000				

水道事業会計

議案第 1 5 9 号

令和 8 年度富山市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度富山市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 6 条の表に次の項を加える。

流杉浄水場運転管理業務 委 託 費	自令和 9 年度 至令和 11 年度	392,000 千円
----------------------	-----------------------	------------

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

債務負担行為に関する調書

当該年度提出に係る分（追加）

（単位 千円）

事 項	限度額	7年度末までの 支払義務発生 （見込）額		8年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	企業債	その他
流 杉 浄 水 場 運 転 管 理 業 務 委 託 費 （令和8年度分）	392,000			令和9年度 ～ 令和11年度	392,000			392,000

議案第 160 号

富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(富山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山市職員の給与に関する条例（平成 17 年富山市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「初任給調整手当」の次に「（第 1 種初任給調整手当及び第 2 種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第 10 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第 1 種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 10 条の 2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額）並びにこれに第 13 条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に 12 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額（その額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、

その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第２種初任給調整手当を支給する。

２ 第２種初任給調整手当の月額、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

３ 第１項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第２種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、第２種初任給調整手当を支給する。

４ 前３項に規定するもののほか、第２種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（富山市技能職員等の給与に関する条例の一部改正）

第２条 富山市技能職員等の給与に関する条例（平成１７年富山市条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「給料」の次に「、第２種初任給調整手当」を加え、同条第２項を次のように改める。

２ 前項の規定にかかわらず、技能職員等のうち地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（１）地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる者 給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

（２）地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる者 給料並びに第２種初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

（富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改

正)

第3条 富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年富山市条例第295号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第4条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第4条の3 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、その在勤する地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を基礎として管理者が定める額を下回るものには、第2種初任給調整手当を支給する。

2 前項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第29条第2号中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

（富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（第2種初任給調整手当に関する経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間にお

ける第1条の規定による改正後の富山市職員の給与に関する条例第10条の2第1項の規定の適用については、同項中「第13条」とあるのは、「富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年富山市条例第39号）附則第5条第1項」とする。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第4条 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年富山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第4条」の次に「、第4条の3」を加える。

（富山市職員の修学部分休業に関する条例及び富山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第5条 次に掲げる条例の規定中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

（1）富山市職員の修学部分休業に関する条例（平成18年富山市条例第8号）第3条

（2）富山市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成18年富山市条例第9号）第3条

（富山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第6条 富山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年富山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「第2条の規定による改正後の」及び「（以下「新勤務時間条例」という。）」を削り、「、新勤務時間条例」を「、同条例」に改める。

附則第13条中「第8条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削る。

附則第14条中「新給与条例」を「富山市職員の給与に関する条

例」に改める。

附則第１５条中「新勤務時間条例」を「富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

附則第１６条中「新給与条例」を「富山市職員の給与に関する条例」に、「新勤務時間条例」を「富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

附則第１７条中「新給与条例」を「富山市職員の給与に関する条例第１０条の２第１項、」に改める。

附則第１８条中「新給与条例」を「富山市職員の給与に関する条例」に改める。

議案第 161 号

富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
富山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市手数料条例の一部を改正する条例

富山市手数料条例（平成 17 年富山市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 標準事務以外の事務に係る手数料の表 12 の 2 の部中「29, 000 円」を「30, 500 円」に改め、同表 12 の 3 の部中「11, 000 円」を「11, 500 円」に改め、同表 12 の 4 の部中「7, 600 円」を「8, 300 円」に改め、同表 12 の 5 の部中「4, 600 円」を「5, 000 円」に改め、同表 12 の 6 の部中「11, 600 円」を「12, 600 円」に改め、同表 12 の 7 の部中「5, 900 円」を「6, 400 円」に改め、同表 12 の 8 の部中「90 円」を「100 円」に改め、同表 12 の 9 の部中「第 14 条第 15 項」を「第 14 条第 13 項」に、「90 円」を「100 円」に改め、同表 13 の部中「29, 000 円」を「30, 500 円」に改め、同表 14 の部中「11, 000 円」を「11, 500 円」に改め、同表 14 の 2 の部中「29, 000 円」を「30, 500 円」に改め、同表 14 の 3 の部中「11, 000 円」を「11, 500 円」に改め、同表 15 の部中「2, 000 円」を「2, 200 円」に改め、同表 16 の部中「2, 900 円」を「3, 100 円」に改め、同表 16 の 2 の部中「2, 000 円」を「2, 300 円」に改め、同表 16 の 3 の部中「3, 000 円」を「3, 400 円」に改め、同表 16 の 4 の部中「2, 000 円」を「2, 300 円」に改め、同表 16 の 5 の部中「3, 000 円」を「3, 400 円」に改め、同表 18 の部中「14, 700 円」を「15, 500 円」に改め、同表 19 の部中「6, 40

0円」を「6, 700円」に改め、同表20の部中「2, 400円」を「2, 500円」に改め、同表21の部中「4, 000円」を「4, 200円」に改め、同表22の部1の項第1号中「10, 100円」を「11, 000円」に改め、同項第2号ア中「5, 000円」を「5, 500円」に改め、同号イ中「8, 400円」を「9, 100円」に改め、同項第3号中「16, 800円」を「18, 200円」に改め、同部2の項第1号中「5, 800円」を「6, 300円」に改め、同項第2号ア中「4, 800円」を「5, 200円」に改め、同号イ中「9, 600円」を「10, 400円」に改め、同部3の項第1号中「6, 100円」を「6, 700円」に改め、同項第2号ア中「5, 000円」を「5, 500円」に改め、同号イ中「10, 100円」を「11, 000円」に改め、同部4の項第1号中「6, 100円」を「6, 700円」に改め、同項第2号ア中「5, 000円」を「5, 500円」に改め、同号イ中「10, 100円」を「11, 000円」に改め、同部5の項第1号中「13, 200円」を「14, 300円」に改め、同項第2号ア中「11, 000円」を「11, 900円」に改め、同号イ中「22, 100円」を「23, 900円」に改め、同部6の項第1号中「6, 100円」を「6, 700円」に改め、同項第2号ア中「5, 000円」を「5, 500円」に改め、同号イ中「10, 100円」を「11, 000円」に改め、同部7の項第1号中「13, 200円」を「14, 300円」に改め、同項第2号ア中「11, 000円」を「11, 900円」に改め、同号イ中「22, 100円」を「23, 900円」に改め、同部8の項第1号中「13, 200円」を「14, 300円」に改め、同項第2号ア中「11, 000円」を「11, 900円」に改め、同号イ中「22, 100円」を「23, 900円」に改め、同部9の項第1号中「13, 200円」を「14, 300円」に改め、同項第2号ア中「11, 000円」を「11, 900円」に改め、同号イ中「22, 100円」を「23, 900円」に改め、同部10の項第1号中「13, 200円」を「14, 300円」に改め、同項第2号ア中「11, 0

「〇円」を「１１，９００円」に改め、同号イ中「２２，１００円」
を「２３，９００円」に改め、同部１１の項第１号中「８，８００円」
を「９，６００円」に改め、同項第２号ア中「７，３００円」を「
７，９００円」に改め、同号イ中「１４，７００円」を「１５，９０
０円」に改め、同部１２の項第１号中「８，８００円」を「９，６０
０円」に改め、同項第２号ア中「７，３００円」を「７，９００円」
に改め、同号イ中「１４，７００円」を「１５，９００円」に改め、
同部１３の項第１号中「１３，２００円」を「１４，３００円」に改
め、同項第２号ア中「１１，０００円」を「１１，９００円」に改め、
同号イ中「２２，１００円」を「２３，９００円」に改め、同部１４
の項第１号中「１３，２００円」を「１４，３００円」に改め、同項
第２号ア中「１１，０００円」を「１１，９００円」に改め、同号イ
中「２２，１００円」を「２３，９００円」に改め、同部１５の項第
１号中「１３，２００円」を「１４，３００円」に改め、同項第２号
ア中「１１，０００円」を「１１，９００円」に改め、同号イ中「２
２，１００円」を「２３，９００円」に改め、同部１６の項第１号中
「１０，１００円」を「１１，０００円」に改め、同項第２号ア中「
８，４００円」を「９，１００円」に改め、同号イ中「１６，８００
円」を「１８，２００円」に改め、同部１７の項第１号中「１３，２
００円」を「１４，３００円」に改め、同項第２号ア中「１１，００
０円」を「１１，９００円」に改め、同号イ中「２２，１００円」を
「２３，９００円」に改め、同部１８の項第１号中「１３，２００円」
を「１４，３００円」に改め、同項第２号ア中「１１，０００円」
を「１１，９００円」に改め、同号イ中「２２，１００円」を「２３
，９００円」に改め、同部１９の項第１号中「１３，２００円」を「
１４，３００円」に改め、同項第２号ア中「１１，０００円」を「１
１，９００円」に改め、同号イ中「２２，１００円」を「２３，９０
０円」に改め、同部２０の項第１号中「１０，１００円」を「１１，
０００円」に改め、同項第２号ア中「８，４００円」を「９，１００
円」に改め、同号イ中「１６，８００円」を「１８，２００円」に改

め、同部 21 の項第 1 号中「10, 100 円」を「11, 000 円」に改め、同項第 2 号ア中「8, 400 円」を「9, 100 円」に改め、同号イ中「16, 800 円」を「18, 200 円」に改め、同部 22 の項第 1 号中「8, 800 円」を「9, 600 円」に改め、同項第 2 号ア中「7, 300 円」を「7, 900 円」に改め、同号イ中「14, 700 円」を「15, 900 円」に改め、同部 23 の項第 1 号中「8, 800 円」を「9, 600 円」に改め、同項第 2 号ア中「7, 300 円」を「7, 900 円」に改め、同号イ中「14, 700 円」を「15, 900 円」に改め、同部 24 の項第 1 号中「8, 800 円」を「9, 600 円」に改め、同項第 2 号ア中「7, 300 円」を「7, 900 円」に改め、同号イ中「14, 700 円」を「15, 900 円」に改め、同部 25 の項第 1 号中「13, 200 円」を「14, 300 円」に改め、同項第 2 号ア中「11, 000 円」を「11, 900 円」に改め、同号イ中「22, 100 円」を「23, 900 円」に改め、同部 26 の項第 1 号中「16, 800 円」を「18, 200 円」に改め、同項第 2 号ア中「14, 000 円」を「15, 100 円」に改め、同号イ中「28, 000 円」を「30, 200 円」に改め、同部 27 の項第 1 号中「13, 200 円」を「14, 300 円」に改め、同項第 2 号ア中「11, 000 円」を「11, 900 円」に改め、同号イ中「22, 100 円」を「23, 900 円」に改め、同部 28 の項第 1 号中「16, 800 円」を「18, 200 円」に改め、同項第 2 号ア中「14, 000 円」を「15, 100 円」に改め、同号イ中「28, 000 円」を「30, 200 円」に改め、同部 29 の項第 1 号中「8, 800 円」を「9, 600 円」に改め、同項第 2 号ア中「7, 300 円」を「7, 900 円」に改め、同号イ中「14, 700 円」を「15, 900 円」に改め、同部 30 の項第 1 号中「13, 200 円」を「14, 300 円」に改め、同項第 2 号ア中「11, 000 円」を「11, 900 円」に改め、同号イ中「22, 100 円」を「23, 900 円」に改め、同部 31 の項第 1 号中「8, 800 円」を「9, 600 円」に改め、同項第 2 号ア中「7, 300 円」を「

7, 900円」に改め、同号イ中「14, 700円」を「15, 900円」に改め、同部32の項第1号中「13, 200円」を「14, 300円」に改め、同項第2号ア中「11, 000円」を「11, 900円」に改め、同号イ中「22, 100円」を「23, 900円」に改め、同表23の部中「16, 000円」を「17, 000円」に改め、同表24の部中「35, 000円」を「37, 000円」に改め、同表24の2の部中「7, 400円」を「8, 100円」に改め、同表25の部1の項中「5, 100円」を「5, 400円」に改め、同表26の部中「22, 000円」を「23, 000円」に改め、同表27の部中「7, 400円」を「7, 800円」に改め、同表28の部中「22, 000円」を「23, 000円」に改め、同表29の部中「16, 000円」を「17, 000円」に改め、同表32の部中「2, 520円」を「2, 800円」に改め、同表33の部1の項中「430円」を「500円」に改め、同部2の項中「4, 300円」を「4, 800円」に改め、同表38の2の部中「15, 000円」を「16, 400円」に改め、同表38の3の部中「9, 000円」を「9, 900円」に改め、同表38の4の部中「2, 900円」を「3, 200円」に改め、同表38の5の部1の項中「2, 060円」を「2, 300円」に改め、同部2の項中「410円」を「500円」に改め、同表45の部第1号中「3, 600円」を「4, 100円」に改め、同部第2号中「6, 000円」を「6, 700円」に改め、同表45の2の部中「2, 000円」を「2, 300円」に改め、同表45の3の部中「3, 000円」を「3, 400円」に改め、同表45の4の部中「2, 000円」を「2, 300円」に改め、同表46の部1の項中「430円」を「500円」に改め、同部2の項中「4, 300円」を「4, 800円」に改め、同表47の部1の項第1号中「1, 400円」を「1, 480円」に改め、同項第2号中「1, 800円」を「1, 900円」に改め、同項第3号中「2, 200円」を「2, 330円」に改め、同項第4号中「3, 100円」を「3, 280円」に改め、同部2の項中「250円」を「270円

」に改め、同部３の項第１号中「５００円」を「５３０円」に改め、同項第２号中「９００円」を「９５０円」に改め、同項第３号中「１，５００円」を「１，５９０円」に改め、同項第４号中「２，１００円」を「２，２２０円」に改め、同項第５号中「３，７００円」を「３，９１０円」に改め、同項第６号中「６，９００円」を「７，２５０円」に改め、同項第７号中「１０，７００円」を「１１，２５０円」に改め、同項第８号中「１５，０００円」を「１５，７６０円」に改め、同項第９号中「１９，１００円」を「２０，０７０円」に改め、同項第１０号中「２１，６００円」を「２２，７００円」に改め、同項第１１号中「２９，８００円」を「３１，３１０円」に改め、同項第１２号中「５１，２００円」を「５３，７９０円」に改め、同部５の項中「１０円」を「２０円」に改め、同表４８の部中「７，４００円」を「７，８３０円」に改める。

附 則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、別表２標準事務以外の事務に係る手数料の表１２の９の部の改正規定（「第１４条第１５項」を「第１４条第１３項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第 1 6 2 号

富山市保健所条例の一部を改正する条例制定の件

富山市保健所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市保健所条例の一部を改正する条例

富山市保健所条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 7 0 号）の一部を次のように改正する。

別表水質試験検査手数料の項中「1 1, 1 0 0」を「1 1, 7 9 0」に改め、同表食品、食品添加物、器具、家庭用品等試験検査手数料の項中

「

6 8 0
2, 9 0 0
1, 5 4 0
5, 4 0 0
6, 5 0 0
2, 1 4 0
1 1, 3 4 0
3, 3 7 0
4 1, 6 8 0
6, 2 2 0
1, 1 4 0
2, 1 7 0
5, 5 5 0
5, 5 7 0
3, 7 5 0
2, 1 7 0
1, 1 4 0

」

「

7 6 0
3, 1 8 0
1, 6 5 0
5, 6 1 0
6, 8 8 0
2, 3 0 0
1 2, 6 4 0
3, 6 7 0
4 5, 5 0 0
6, 3 6 0
1, 2 1 0
2, 3 0 0
6, 0 5 0
6, 2 3 0
4, 0 9 0
2, 3 0 0
1, 2 1 0

」

を

に改め、同表臨床検査手数料の項中

料の項中

「

ノロウイルス検査（遺伝子増幅法）	同時に4検体以下の場合	1検体	12,410
		1検体追加ごとにつき	8,830
	同時に5検体以上の場合	1検体につき	7,960

を

「

ノロウイルス検査（遺伝子増幅法）	1検体	12,870
	1検体追加ごとにつき	6,800

に

改め、同表証明書等交付手数料の項中

「

470
660
650

を

「

490
690
690

に改める。

」

」

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

議案第 1 6 3 号

富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する
条例

富山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成 1 7 年富山市
条例第 1 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「3 0 , 0 0 0 円」を「3 2 ,
0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「4 5 0 円」を「4 8 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 1 6 4 号

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定の件

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年富山市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 2 条の 2 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第 4 5 条第 7 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

議案第 1 6 5 号

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定の件

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年富山市条例第 4 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 1 4 条 家庭的保育事業者等は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において
準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性
暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性
暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 6 9 号)
第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条に
おいて同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に
利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳
幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性
のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯
罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)
その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

議案第 1 6 6 号

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定の件

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例（令和 7 年富山市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 4 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項に
おいて準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童
対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童
対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第
6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下こ
の条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた
場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（
利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び
閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に
係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をい
う。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

議案第 1 6 7 号

富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年富山市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 3 条の 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第 1 3 条第 6 項において準用する法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

議案第 1 6 8 号

富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 1 年富山市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 号を加える。

- (11) 法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置が講じられていること。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

議案第 169 号

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年富山市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 47 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 47 条 指定児童発達支援事業者は、法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 85 条、第 86 条、第 98 条及び第 103 条中「第 46 条まで、第 48 条から」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

議案第 170 号

富山市公共交通活性化事業基金条例制定の件
富山市公共交通活性化事業基金条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市公共交通活性化事業基金条例

(設置)

第 1 条 公共交通を軸とした都市の再構築による拠点集中型のコンパクトなまちづくりの実現に向け、都市の骨格を形成し市民生活を支える公共交通の維持確保を図る事業の経費に充てるため、富山市公共交通活性化事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、公共交通の施設及び車両等の維持、修繕、更新及び改良に係る経費又は公共交通の運行に要する費用の支援その他その持続性の確保に資する事業に係る経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(富山市路面電車事業基金条例の廃止)

2 富山市路面電車事業基金条例（平成 1 7 年富山市条例第 9 8 号）は、廃止する。

議案第 1 7 1 号

富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
富山市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 2 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 6 の 1 3 消防業務手当の項第 7 号中「2, 1 6 0 円」を「2, 8 8 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 1 7 2 号

工事請負契約締結の件

旧八人町小学校・幼稚園解体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 旧八人町小学校・幼稚園解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 4 7 1 , 6 0 3 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | エマックス高柳・森崎旧八人町小学校・幼稚園解体工事共同企業体 |
- 代表者
- 富山市畑中 6 2 番地
- エマックス高柳株式会社
- 代表取締役 高柳 真一

議案第 1 7 3 号

工事請負契約締結の件

熊野小学校長寿命化改良（その 2）工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 契約の目的 熊野小学校長寿命化改良（その 2）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 5 3 2, 4 0 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 林建設・砂原建設熊野小学校長寿命化改良（その 2）工事共同企業体
代表者
富山市二口町二丁目 6 番地 1 2
林建設株式会社
代表取締役 林 茂

議案第 1 7 4 号

特定事業契約締結の件

(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業について、次のとおり特定事業契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 契約の目的 (仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 2, 3 7 9, 3 2 5, 3 0 0 円に物価変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額
- 4 契約の期間 市議会の議決日から令和 2 0 年 3 月 3 1 日
- 5 契約の相手方 (仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業受託コンソーシアム

代表者

富山市安住町 2 番 1 4 号

株式会社北日本新聞社

代表取締役社長 蒲地 誠

議案第 1 7 5 号

公共施設等運営権の設定の件

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権の設定について、同法第 1 9 条第 4 項の規定により市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 公共施設等の名称

富山市まちなかアリーナ

2 公共施設等の立地

富山市湊入船町 1 2 番 1 号

3 公共施設等運営権者

富山市湊入船町 1 2 番 1 号

とやまアリーナコンセッション株式会社

4 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

維持管理業務及び運営業務

5 公共施設等運営権の存続期間

公共施設等運営権設定の日から令和 2 1 年 9 月 3 0 日まで

議案第 1 7 6 号

財産の無償貸付の件

次のとおり土地、建物及び施設を無償貸付するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 無償で貸付する財産

ア) 土地

(1) 場 所 富山市本宮字花切割 3 番 2 0 外

(2) 面 積 8 3 8 . 9 6 m²

イ) 建物

(1) 立山山麓スキー場らいちょうバレーエリア旧ゴンドラ山麓駅舎

①場 所 富山市本宮字花切割地内

②構 造 鉄骨造 2 階建

③床 面 積 1 階 6 0 0 . 7 2 m²

2 階 6 3 2 . 5 5 m²

(2) 立山山麓スキー場らいちょうバレーエリア圧雪車庫

①場 所 富山市本宮字花切割地内

②構 造 鉄骨造平屋建

③床 面 積 3 0 8 . 6 6 m²

(3) 立山山麓スキー場らいちょうバレーエリア車庫（雑庫）

①場 所 富山市本宮字花切割地内

②構 造 鉄骨造平屋建

③面 積 131.11㎡

ウ) 施設

索道用設備(リフト4基、諸付属設備)

その他事業用設備

2 貸付の目的 立山山麓スキー場らいちょうバレーエリア
の駐車場及び旧ゴンドラ山麓駅舎用地、索
道事業用施設等

3 貸付の相手方 富山市原55番地
大山観光開発株式会社
代表取締役社長 山元 政彦

4 無償貸付の期間 令和8年10月1日から5年間

議案第 1 7 7 号

財産の無償貸付の件

次のとおり土地、建物及び施設を無償貸付するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 無償で貸付する財産

ア) 土地

(1) 場 所 富山市亀谷 1 番地 1 0

(2) 面 積 9 3 0 m²

イ) 建物

(1) 場 所 富山市亀谷 1 番地 1 0

(2) 構 造 鉄筋コンクリート造地下 2 階地上 3 階建

(3) 床 面 積 3 , 7 2 9 . 3 1 m²

ウ) 施設

(1) 温泉施設

(2) その他事業用設備

2 貸 付 の 目 的 泉建設株式会社旧白樺ハイツ活用事業用施設及び用地

3 貸 付 の 相 手 方 富山市亀谷 5 9 1 番地 1
泉建設株式会社

代表取締役 山本 和宏

4 無償貸付の期間 令和8年10月1日から10年間

報告第 4 1 号

健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付け次のとおり報告する。

令和8年9月4日提出

富山市長 藤井 裕久

記

1 健全化判断比率 (単位 %)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	9.4	25.0
将来負担比率	74.9	350.0

2 資金不足比率 (単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
富山市企業団地造成事業特別会計	—	20.0
富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計	—	
富山市公設地方卸売市場事業特別会計	—	
富山市水道事業会計	—	
富山市工業用水道事業会計	—	
富山市公共下水道事業会計	—	
富山市病院事業会計	—	
富山市農業集落排水事業会計	—	

報告第 4 2 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 工事請負変更契約締結の件

専決第 1 9 号

工事請負変更契約締結の件

令和7年12月18日定例市議会において議決を得た富山市婦負斎場解体工事について、次のとおり変更契約を締結する。

令和8年7月16日専決

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 契約の金額

変 更 前	1 6 3 , 3 5 0 , 0 0 0 円
変 更 後	1 6 4 , 5 8 2 , 0 0 0 円

報告第 4 3 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 工事請負変更契約締結の件

専決第 2 6 号

工事請負変更契約締結の件

令和 7 年 9 月 2 6 日定例市議会において議決を得た観光橋塗装塗替
(第 2 工区) 工事について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 8 年 8 月 2 0 日専決

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 契 約 の 金 額

変 更 前	2 3 4 , 6 3 0 , 0 0 0 円
変 更 後	2 4 1 , 3 1 3 , 6 0 0 円

報告第 4 4 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 損害賠償請求に係る和解の件

損害賠償請求に係る和解の件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
17	令和8年7月6日	損害賠償額 金171,512円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 交通事故 ・発生日 令和8年4月10日 ・場所 富山市牛島新町地内
18	令和8年7月6日	損害賠償額 金47,161円 和解及び損害賠償の相手方 富山市所在1法人 事由 交通事故 ・発生日 令和8年5月20日 ・場所 富山市堀地内
20	令和8年7月16日	損害賠償額 金86,350円 和解及び損害賠償の相手方 富山県 事由 交通事故 ・発生日 令和8年5月20日 ・場所 富山市堀地内

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
2 2	令和 8年 7月 29日	損害賠償額 金 1 6 , 9 4 0 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市所在 1 法人 事由 交通事故 ・ 発生日 令和 8 年 6 月 2 5 日 ・ 場所 富山市新桜町地内
2 3	令和 8年 8月 3日	損害賠償額 金 5 5 , 0 5 5 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 交通事故 ・ 発生日 令和 8 年 6 月 2 4 日 ・ 場所 富山市婦中町塚原地内
2 4	令和 8年 8月 5日	損害賠償額 金 5 5 5 , 0 0 0 円 和解及び損害賠償の相手方 石川県金沢市所在 1 法人 事由 牛岳温泉スキー場における施設管理上の 器物破損事故 ・ 発生日 令和 8 年 2 月 8 日 ・ 場所 富山市山田若土地内

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
25	令和 8年 8月19日	損害賠償額 金 948,356 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 向陽台公園における樹木管理上の車両破損事故 ・ 発生日 令和 8 年 4 月 4 日 ・ 場所 富山市太田地内

報告第 4 5 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定める件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
2 1	令和 8年 7月23日	損害賠償額 金 2 2 6 円 損害賠償の相手方 N T T 西日本株式会社 事由 電話料金の支払遅延に伴う延滞利息の納付

令和7年度富山市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比		較																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出額 支 済	左 の 財 源 内 訳			年割額と支出 の差	左 の 財 源 内 訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
					国(県)支出金	地方債	その他		国(県)支出金	地方債	その他		国(県)支出金	地方債	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
																一般財源																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
2	1	総務管理費	令和6	274,600,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																	258,900,000	15,700,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績	比 較							
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				出 額 支 済	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 の 差	左 の 財 源 内 訳		
					特 定 財 源	一 般 財 源	特 定 財 源			一 般 財 源	特 定 財 源	一 般 財 源				
														国（県） 支 出 金	地 方 債 そ の 他	国（県） 支 出 金
4	1	保 健 衛 生 費	令和6	円	169,200,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			令和7	504,800,000	253,200,000	167,003,000	84,597,000	655,380,000			368,400,000	164,082,000	122,898,000		38,301,000	
			計	674,000,000	422,400,000	167,003,000	84,597,000	655,380,000			368,400,000	164,082,000	122,898,000		38,301,000	
			令和5	300,000,000	150,000,000											
8	2	土 路 橋 り	令和6	200,000,000	100,000,000	10,000,000		306,000,000	150,000,000	155,400,000	600,000					
			令和7	700,000,000	350,000,000	315,000,000	35,000,000	744,618,800	374,420,050	333,110,000	37,088,750				2,088,750	
			計	1,200,000,000	600,000,000	555,000,000	10,000,000	1,050,618,800	524,420,050	488,510,000	600,000				2,088,750	
			令和6	232,100,000	116,050,000	111,000,000	5,050,000	39,600,000	19,800,000	17,900,000	1,900,000				△3,150,000	
木	8	土 路 橋 り	令和7	67,900,000	33,950,000	30,500,000	3,450,000	192,500,000	96,250,000	93,100,000	3,150,000				△300,000	
			計	300,000,000	150,000,000	141,500,000	8,500,000	232,100,000	116,050,000	111,000,000	5,050,000				△3,450,000	
			令和6	232,100,000	116,050,000	111,000,000	5,050,000	39,600,000	19,800,000	17,900,000	1,900,000				△3,150,000	
			令和7	67,900,000	33,950,000	30,500,000	3,450,000	192,500,000	96,250,000	93,100,000	3,150,000				△300,000	

款	項	事業名	年度	全 体				実 績				比 較			
				左 の 財 源 内 訳		画 面		支 出 額		左 の 財 源 内 訳		年割額と支出の差		左 の 財 源 内 訳	
				年 割 額	特 定 財 源	一 般 財 源	特 定 財 源	国(県)支出金	地方債	その他	一 般 財 源	国(県)支出金	地方債	その他	一 般 財 源
10 教 育	2 小 学 校 費	長寿命化策費 対事業費 (熊野小学校)	令和5	73,100,000	12,393,000	7,407,000						△73,100,000	△12,393,000	△53,300,000	△7,407,000
			令和6	2,000,000		2,000,000		11,702,000	53,900,000		7,293,068	70,895,068	11,702,000	53,900,000	5,293,068
			令和7	675,900,000	111,682,000	170,618,000		124,759,000	386,900,000		159,479,760	△4,761,240	13,077,000	△6,700,000	△11,138,240
			計	751,000,000	124,075,000	180,025,000		136,461,000	440,800,000		166,772,828	△6,966,172	12,386,000	△6,100,000	△13,252,172
	3 中 学 校 費	屋運動場建設費 内(中学校)	令和6	177,690,000		2,990,000					96,640,000	△81,050,000		△174,700,000	93,650,000
			令和7	1,007,050,000		264,650,000			804,400,000		283,524,645	80,874,645		62,000,000	18,874,645
			計	1,184,740,000	917,100,000	267,640,000			804,400,000		380,164,645	△175,355	△112,700,000	△112,700,000	112,524,645

令和7年度富山市公共下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体 計 画				実 績		比		較			
			年割額	左 の 財 源 内 訳			支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支払義務 発生額の 差	左 の 財 源 内 訳		
				国（県） 支 出 金	企 業 債	損益勘定 留保資金		国（県） 支 出 金	企 業 債	損益勘定 留保資金		国（県） 支 出 金	企 業 債	損益勘定 留保資金
1	1	建設費 浜黒崎浄化一館新費 セ管理備費 管設事業	円 110,000,000	円 56,000,000	円 48,000,000	円 5,350,000	円	円	円 △110,000,000	円 △56,000,000	円 △48,000,000	円 △5,350,000		
			令和6 241,000,000	128,000,000	100,000,000	11,280,000	110,000,000	56,000,000	48,000,000	5,000,000	△131,000,000	△72,000,000	△52,000,000	△5,930,000
			令和7 74,000,000	25,000,000	44,000,000	3,645,000	314,000,000	152,000,000	147,000,000	14,940,000	240,657,200	126,000,000	102,500,000	11,295,200
			計 425,000,000	210,925,000	193,800,000	20,275,000	424,657,200	208,967,000	195,400,000	20,290,000	△342,800	△1,958,000	1,600,000	15,200
	改	良費 大処処更新 山理設 場汚泥備費	令和5 81,000,000	43,950,000	33,300,000	3,750,000			△81,000,000	△43,950,000	△33,300,000	△3,750,000		
			令和6 398,200,000	219,010,000	161,200,000	17,990,000	81,000,000	44,550,000	32,800,000	3,650,000	△317,200,000	△174,460,000	△128,400,000	△14,340,000
			令和7 30,800,000		29,200,000	1,600,000	422,500,000	217,360,000	185,900,000	19,240,000	391,700,000	217,360,000	156,700,000	17,640,000
			計 510,000,000	262,960,000	223,700,000	23,340,000	503,500,000	261,910,000	218,700,000	22,890,000	△6,500,000	△1,050,000	△5,000,000	△450,000

令和7年度富山市公共下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績		比 較		較		
				年割額	左の支出金	企業債	損益勘定留保資金	支払義務発生額	左の支出金	企業債	損益勘定留保資金	左の支出金	企業債	損益勘定留保資金
1	1	大沢野浄化一理新費 セシタ処更 汚泥備業 汚設事	令和5	64,000,000	34,500,000	26,500,000	3,000,000	円	円	円	△64,000,000	△34,500,000	円	△3,000,000
	建		令和6	136,000,000	73,450,000	56,200,000	6,350,000	64,000,000	34,500,000	26,500,000	3,000,000	△72,000,000	△38,950,000	△3,350,000
	設		令和7	15,000,000	8,250,000	6,000,000	750,000	139,000,000	75,700,000	56,900,000	6,400,000	124,000,000	67,900,000	5,650,000
	本		計	215,000,000	116,200,000	88,700,000	10,100,000	203,000,000	110,200,000	83,400,000	9,400,000	△12,000,000	△6,000,000	△5,700,000
	改	ボシンプ場費 改築事業費	令和5	36,000,000	18,000,000	16,200,000	1,800,000				△36,000,000	△18,000,000	△16,200,000	△1,800,000
	良		令和6	233,000,000	116,500,000	104,800,000	11,700,000	36,000,000	18,000,000	16,200,000	1,800,000	△197,000,000	△98,500,000	△9,900,000
	支		令和7	95,000,000	47,500,000	42,700,000	4,800,000	313,450,000	154,975,000	142,800,000	15,675,000	218,450,000	107,475,000	100,875,000
	出		計	364,000,000	182,000,000	163,700,000	18,300,000	349,450,000	172,975,000	159,000,000	17,475,000	△14,550,000	△9,025,000	△4,700,000

令和7年度富山市公共下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体			実績			比			較		
				年割額	左の財源内訳			支払義務発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳		
					国(県)支	企業債	損益勘定留保資金		国(県)支	企業債	損益勘定留保資金		国(県)支	企業債	損益勘定留保資金
1	資本的支出	本郷第5線雨水整備事業費		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			令和5	270,000,000	135,000,000	121,500,000	13,500,000					△270,000,000	△135,000,000	△121,500,000	△13,500,000
			令和6	340,000,000	170,000,000	153,000,000	17,000,000	270,000,000	135,000,000	121,500,000	13,500,000	△70,000,000	△35,000,000	△31,500,000	△3,500,000
			令和7	340,000,000	170,000,000	153,000,000	17,000,000	339,663,000	167,750,000	154,800,000	17,113,000	△337,000	△2,250,000	1,800,000	113,000
			計	950,000,000	475,000,000	427,500,000	47,500,000	609,663,000	302,750,000	276,300,000	30,613,000	△340,337,000	△172,250,000	△151,200,000	△16,887,000

令和8年9月4日提出

富山市長 藤井裕久

